

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(令和3年愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号)の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(病気休暇)</p> <p>第12条 病気休暇は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の規則で定める場合のうち次の各号に掲げるものは有給の特別休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で一の会計年度の勤務日が121日以上であるものに限る。第13号、第14号、第18号及び第19号 _____ において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日) <u>(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間</u></p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第12条 病気休暇は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病 _____ _____ のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の規則で定める場合のうち次の各号に掲げるものは有給の特別休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で一の会計年度の勤務日が121日以上であるものに限る。第13号及び第14号並びに次項第3号及び第4号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日) _____</p>

改正後	改正前
<p><u>を考慮し、広域連合長の定める時間)の範囲内の期間</u></p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い、勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>広域連合長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間)の範囲内の期間</u></p> <p>(14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間)の範囲内の期間</u></p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(17) <u>生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</u> <u>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u></p>	<p>_____の範囲内の期間</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>(13) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い、勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>広域連合長が定める期間内における2日</u> _____</p> <p>_____の範囲内の期間</p> <p>(14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき <u>当該期間内における5日</u> _____</p> <p>_____の範囲内の期間</p> <p>(15)・(16) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</u></p> <p><u>(18) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあって</u></p>	

改正後	改正前
<p>は、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間) の範囲内の期間</p> <p>(19) <u>次に掲げる者(ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)</u>で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の広域連合長の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間)の範囲内の期間</u></p> <p>ア <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)</u>、<u>父母、子及び配偶者の父母</u></p> <p>イ <u>祖父母、孫及び兄弟姉妹</u></p> <p>ウ <u>会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で広域連合長の定めるもの</u></p> <p>(20) <u>会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</u> <u>必要と認められる期間</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 条例第14条の規則で定める場合のうち次の各号に掲げるものは無給の特別休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p>	<p>2 条例第14条の規則で定める場合のうち次の各号に掲げるものは無給の特別休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) <u>会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</u></p> <p>(2) <u>生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。))が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、</u></p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合を除くほか、広域連合長においてやむを得ない理由があると認める場合 必要と認められる期間</u></p> <p>3 <u>第1項第10号、第13号、第14号、第18号及び第19号</u> の休暇(以下この</p>	<p><u>又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</u></p> <p>(3) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(4) <u>要介護者の介護その他の広域連合長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げる場合を除くほか、広域連合長においてやむを得ない理由があると認める場合 必要と認められる期間</u></p> <p>3 <u>第1項第10号、第13号及び第14号並びに前項第3号及び第4号</u>の休暇(以下この条</p>

改正後	改正前
<p>条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4・5 (略)</p>